（使用前確認の申請）

第三条の五　法第十六条の三第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　加工施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

［号を削る。］

三　申請に係る加工施設の概要

四　法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第七条の四第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第三条の六　法第十六条の三第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の加工施設を試験のために使用する場合

三　加工施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　加工施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　加工施設の変更の工事であつて、第三条の二の二第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

（使用前検査の申請）

第三条の五　法第十六条の三第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　加工施設を設置する工場又は事業所（加工施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地

三　工事工程表

［号を加える。］

［号を加える。］

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第三条の六　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　気密又は水密を要する材料又は部品に関する事項　非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　加工設備本体、核燃料物質の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　放射線管理施設又はその他の加工施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　加工施設の性能に関する事項　加工施設の最大処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

（使用前検査実施要領書）

第三条の六の四　原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。